

茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部告示第1号

消防法第17条の3の2に基づく消防用設備等の検査について消防長が
指定する防火対象物の一部を改正する告示

平成28年3月22日

茨城西南地方広域市町村圏

事務組合消防本部

消防長 木村 実



消防法第17条の3の2に基づく消防用設備等の検査について消防長が指定
する防火対象物（平成3年茨城西南地方広域市町村圏事務組合告示第22号）
の一部を次のように改正する。

本則中「（17）項に掲げる防火対象物で延べ面積が300平方メートル
以上のもの及び（18）項」を「（17）項及び（18）項に掲げる防火対
象物で、延べ面積が300平方メートル以上もの」に改める。

付 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。